

いなべ市プレスリリース資料 (No. 43)

平成19年8月29日

内 容 (テーマ)	いなべ市あじさいクリーンセンターの排出ガス中のダイオキシン類濃度が基準値を超えた件について(第1報)
日 時 (時期)	平成19年8月29日(水)
場 所	いなべ市北勢町京ヶ野新田5番地12 いなべ市あじさいクリーンセンター
市長出席の有無	有 ・ 無
特 記 事 項	<p>いなべ市のごみ処理施設であるあじさいクリーンセンター(いなべ市北勢町京ヶ野新田5番地12)で、年1回実施している定期自主検査の結果、本年7月25日に採取した排出ガスに含まれるダイオキシン類濃度が、焼却炉2基のうち1基(2号炉)で基準値を超える値であることが、28日午後4時に判明しました。</p> <p>当市は、ただちに2号炉を停止し、本日、三重県に通報しました。</p> <p>国が定める基準値は、5ng-TEQ/m³Nで、これまでに基準値を超えたことはなく、今回初めて6.2ng-TEQ/m³Nと基準値を上回りました。</p> <p>この値は、健康に影響を及ぼすとは考えられませんが、法令()の定めるところにより、ただちに運用を停止し県に通報したものです。</p> <p>主な原因は、バグフィルターの性能劣化と考えられますので、早急に取り換え、再検査を実施します。</p> <p style="text-align: center;">ダイオキシン類対策特別措置法第23条第2項</p>
担当課係名 電話 番号	市民部 生活環境課 いなべ市あじさいクリーンセンター 0594-72-7531
記者説明の 有 ・ 無	有(場所 日時) ・ 無